

# 名古屋港管理組合公報

令和2年9月1日  
(火曜日)  
第28号

| 目次                            |   |
|-------------------------------|---|
| ○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○港湾施設の使用停止                    | 2 |
| ○名古屋港審議会委員の解任                 | 2 |

## 規 則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和二年九月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合規則第十五号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項第二号を次のように改める。

一 当該勤務をした時間が条例第二条又は条例第五条の規定によつて職員ごとに定められている一日の正規の勤務時間（七時間十五分（再任用短時間勤務職員にあつては、一日当たりの正規の勤務時間）以上のものに限る。以下「当該休日の正規の勤務時間」という。）以上の場合 一日の正規の勤務時間（当該休日の正規の勤務時間以下のものに限る。）

第三条第一項中「四時間三十分」の下に「（再任用短時間勤務職員にあつては、半日勤務時間のうちいずれか長い勤務時間）」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

# 告 示

## 名古屋港管理組合告示第23号

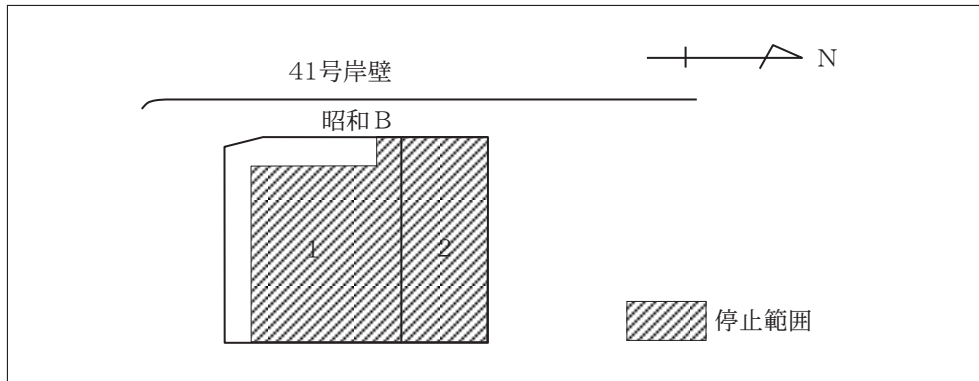
次の港湾施設は、令和2年9月1日から当分の間、使用を停止する。  
令和2年9月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

| 名 称<br>(括弧内は、その略称)  | 等級 | 位 置     | 面 積<br><small>平方メートル</small> | 区 画  |
|---------------------|----|---------|------------------------------|------|
| 昭和ふ頭A荷さばき地<br>(昭和A) | 1  | 40号岸壁隣接 | 150                          | 区画1  |
| 昭和ふ頭B荷さばき地<br>(昭和B) | 2  | 41号岸壁隣接 | 1,536                        | 図による |

図 (昭和ふ頭B荷さばき地)



備考

- 数字は、区画の名称を示す。
- 昭和Bの区画の面積は、1は1,327平方メートル(927平方メートル停止)、2は609平方メートル(609平方メートル停止)である。

## 審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。  
八 木 嘉 幸 (7月31日)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合